

## 社会福祉法人改革に伴う、社会福祉充実計画の意見聴取等を行う「地域協議会」 の役割付与について

### 1 設置の背景・理由【別添資料「社会福祉法人制度改革について」参照】

社会福祉法の改正によって、社会福祉法人は「財務規律の強化」がより強く求められ、純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額「社会福祉充実残額」が発生した場合は、「社会福祉充実計画」を策定した上で、その残額を「社会福祉事業」、「地域公益事業」、「公益事業」に充てることとされました。

「社会福祉充実計画」は、社会福祉充実残額の使途を「見える化」するために作成し、計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断するものとされているため、「地域公益事業」（支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービス）を行う場合は、地域（所轄庁）ごとに設置された「地域協議会」が、事業内容について意見聴取を行い、所轄庁が同計画を承認する必要があるとされています。

なお、地域協議会については、社会福祉協議会の地域福祉活動支援計画策定委員会、地域ケア会議、自立支援協議会等の既存の会議体を活用してよいとされています。

### 2 本市の方向性

- 東京都及び一部の区市では社会福祉協議会に依頼する事例があるが、本市では直営の会議体で実施し、新規設置せず既存会議体を活用したい。
  - 「地域公益事業」では、高齢者、障害者、子ども、生活困難など広い分野を検討することから、地域包括ケア運営協議会、地域自立支援協議会などの分野別の会議体ではなく、総合的な会議体にて検討されることが望ましいと考えられる。
- ⇒ 上記2点を勘案し、様々な分野の専門家や地域の方等によって委員が構成されている「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」において、検討していくことが望ましいと考えられる。

### 3 開催時期

社会福祉充実計画は評議員会での承認事項であることを踏まえると、毎年5月下旬～6月上旬（場合によっては11月）に開催するのが望ましいとされている。（東京都助言）

※推進会議の開催を年3回の予定とするが、「地域公益事業」を行う社会福祉法人が不在の場合は、開催の必要が無いため、年2回となる予定である。